第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「地方住宅供給公社」の下に「（以下「公社」という。）」を加え、同項第三号中「平成五年法律第五十二号」の下に「。以下「特定優良賃貸住宅法」という。」を、「除く」の下に「。以下単に「特定優良賃貸住宅」という」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者

二　災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者

三　高齢者

四　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者

五　子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。）を養育している者

六　前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

第三条の次に次の章名を付する。

第二章　基本方針

第四条の見出しを削り、同条第二項第四号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「基本的事項」を「基本的な事項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

六　次条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項

第四条第二項第二号中「基本的事項」を「基本的な事項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項

第九条から第十一条までを削る。

第十二条を第五十七条とし、第八条を第五十六条とし、第五条から第七条までを四十八条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の四章及び章名を加える。

第三章　都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

（都道府県賃貸住宅供給促進計画）

第五条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

2　都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

二　次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ　住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ　住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三　計画期間

3　都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めるものとする。

4　都道府県は、当該都道府県の区域内において公社による第九条第一項第七号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する事業の実施が必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を記載することができる。

5　都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

6　都道府県は、当該都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、住宅確保要配慮者（同号に規定する資格を有する者を除く。以下この項及び第七条第一項において同じ。）に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

7　都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）の長の同意を得なければならない。

8　都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、第五十一条第一項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。第五十二条において「地域住宅特別措置法」という。）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

9　都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

10　第四項から前項までの規定は、都道府県賃貸住宅供給促進計画の変更について準用する。

（市町村賃貸住宅供給促進計画）

第六条　市町村は、基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている場合にあっては、都道府県賃貸住宅供給促進計画）に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「市町村賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

2　市町村賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

二　次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ　住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ　住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三　計画期間

3　前条第三項から第十項までの規定は、市町村賃貸住宅供給促進計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「当該都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第四項及び第六項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第五項、第八項及び第九項中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第七項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、「当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第八項及び第九項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第八項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。